

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素より、本校の教育活動および新型コロナウイルス感染症対策へのご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、文部科学省から法令変更等の通知がありました。これらを踏まえ、本校においても下記の通り、対応を変更いたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、以下の対策を講じます。
 - ①家庭との連携による生徒の健康状態の把握
 - ②適切な換気の確保
 - ③手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- (2) 感染状況が落ち着いている平時においては、(1)以外に特段の感染症対策は行いません。また、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。マスクの着用は個人の希望を尊重しますが、熱中症対策として、運動時においては、マスクを外すよう指導を行います。
- (3) 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、以下の措置を一時的に講じることが考えられます。
 - ①「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ②生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

2 5月8日（月）より変更になること

- (1) 学校における出席停止措置の取扱いは以下のようになります。
 - ①新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱。他の症状が回復に向かっている。）し、解熱した後1日を経過するまで」を基準とします。
 - ②出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。
 - ③出席停止後の登校に必要な「登校届」は、教育委員会が現在作成中です。新しい書式ができるまでは、今までのものをご使用ください。なお、「登校届」は、登校初日に担任に提出してください。（「登校届」は、保護者が記入し、医師による証明は不要です。）
- (2) 毎日の健康観察票の提出は必要ありません。
- (3) 今後は、濃厚接触者としての特定は行われないため、家族が罹患しても本人が健康ならば登校は可能です。ご心配な場合は、ご相談ください。
- (4) 給食は、飛沫を飛ばさないように私語をせずに配食しますが、黙食はいたしません。（引き続き、給食当番はマスクを着用します。）

3 お願い

- (1) 基礎疾患があること等、様々な事情により感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクの着用ができなかったりする生徒、教職員もいることからマスクの着脱について、強いることのないようにします。マスクの着用の有無による差別・偏見等が起きないように、指導を行っていますのでご家庭でもご協力をお願いします。
- (2) 個別の対応が必要な場合は、学校にご相談ください。

【問い合わせ先】

昭島市立多摩辺中学校
副校長 定森 夏子
電話 042-545-5501